

「外務員の登録等に関する規則に関する細則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、「外務員の登録等に関する規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(登録原簿の記載事項)</p> <p>第2条 規則第3条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)登録申請会員の商号又は名称</p> <p>(2)外務員についての次に掲げる事項</p> <p>①氏名、生年月日</p> <p>②役員又は従業員の別</p> <p>③外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>④外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者、登録金融機関(第一種会員(デリバティブ)以外のものを含む。)又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間</p> <p>⑤金融商品取引法(以下「法」という。)第64条の5の規定又は規則第14条第1項の規定により外務員の職務の停止</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、「外務員の登録等に関する規則」(以下「外務員登録規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(登録原簿の記載事項)</p> <p>第2条 <b>外務員登録</b>規則第3条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)登録申請会員の商号又は名称</p> <p>(2)外務員についての次に掲げる事項</p> <p>①氏名、生年月日</p> <p>②役員又は従業員の別</p> <p>③外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>④外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者、登録金融機関(会員以外のものを含む。)又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間</p> <p>⑤金融商品取引法(以下「金商法」という。)第64条の5の規定又は<b>外務員登録</b>規則第14条第1項の規定により外務</p>

の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間

⑥金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

⑦金融商品取引業を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間

(登録申請等の手続き)

第3条 規則第9条第1項に規定する登録申請及び同第13条第1項に規定する登録事項の変更等届出(以下、登録申請等という。)を行う者は、会員代表者又は**第一種会員(デリバティブ)**の暗号資産等関連デリバティブ取引業務の内部管理を担当する役員又は同業務を統括する者(以下「内部管理担当役員等」という。)とする。

2 本協会に「会員届」により、会員代表者の代理人を届け出た場合には、代理人に登録申請等を行わせることができる。

3 登録申請は別紙様式1で、登録事項の変更等届出は別紙様式2乃至4の様式で行うものとする。

4 第3項に規定する登録申請等及びその添付書類の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法(以下、「電磁的方法」という。)により行うことができる。ただし、本協会から登録申請等又はその添付書類の提出を書面にて行うよう求められたときは、遅滞なく、当該書面の原本を提出しなければならない。

員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間

⑥金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

⑦金融商品取引業を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間

(登録申請等の手続き)

第3条 **外務員登録**規則第9条第1項に規定する登録申請及び同第13条第1項に規定する登録事項の変更等届出(以下、登録申請等という。)を行う者は、会員代表者又は**会員**の暗号資産関連デリバティブ取引業務の内部管理を担当する役員又は同業務を統括する者(以下「内部管理担当役員等」という。)とする。

2 本協会に「会員届」により、会員代表者の代理人を届け出た場合には、代理人に登録申請等を行わせることができる。

3 登録申請は別紙様式1で、登録事項の変更等届出は別紙様式2乃至4の様式で行うものとする。

4 第3項に規定する登録申請等及びその添付書類の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法(以下、「電磁的方法」という。)により行うことができる。ただし、本協会から登録申請等又はその添付書類の提出を書面にて行うよう求められたときは、遅滞なく、当該書面の原本を提出しなければならない。

5 規則第9条第2項に規定する登録を受けようとする外務員に係る履歴書は、当該外務員の氏名、生年月日、職歴を記載した書面とする。

6 規則第9条第2項に規定する細則で定める書類は、登録申請に係る外務員が法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを登録申請を行った**第一種会員（デリバティブ）**及び当該外務員が誓約し、また当該外務員に外務員の職務を行わせることが適当であることを登録申請を行った**第一種会員（デリバティブ）**が誓約する書面（別紙様式5）とする。

7 前項に規定する誓約書面について、別紙様式5による記載が困難であるときは、別紙様式5の2と別紙様式5の3又は別紙様式5の2と別紙様式5の4を組み合わせて作成することができる。

8 この細則に定めるもののほか登録申請等に必要な事項は、別に定める。

（審問等の手続き）

第4条 本協会は、規則第12条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者に通知するものとする。

2 本協会は、規則第14条第2項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、会員代表者に通知するものとする。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

5 **外務員登録**規則第9条第2項に規定する登録を受けようとする外務員に係る履歴書は、当該外務員の氏名、生年月日、職歴を記載した書面とする。

6 **外務員登録**規則第9条第2項に規定する細則で定める書類は、登録申請に係る外務員が金商法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを登録申請を行った**会員**及び当該外務員が誓約し、また当該外務員に外務員の職務を行わせることが適当であることを登録申請を行った**会員**が誓約する書面（別紙様式5）とする。

7 前項に規定する誓約書面について、別紙様式5による記載が困難であるときは、別紙様式5の2と別紙様式5の3又は別紙様式5の2と別紙様式5の4を組み合わせて作成することができる。

8 この細則に定めるもののほか登録申請等に必要な事項は、別に定める。

（審問等の手続き）

第4条 本協会は、**外務員登録**規則第12条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者に通知するものとする。

2 本協会は、規則第14条第2項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、会員代表者に通知するものとする。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

(2)不利益処分の原因となる事実

(3)聴聞の期日及び場所

(4)聴聞に関する事務を所掌する本協会の部署の名称

3 第1項の審問又は前項の聴聞は、内部管理担当役員等の出席を求めて行うものとする。ただし、内部管理担当役員等が出席できない場合には、暗号資産等関連デリバティブ取引業務を統括する責任者(部長相当職の者をいう。)を代理人とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合には、内部管理担当役員等は、聴聞の期日への出席に代えて、当該期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(資格更新研修の特例)

第5条 規則第21条第1項又は第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1)規則第21条第1項又は第2項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前2年以内に本協会が実施する外務員資格試験若しくは内部管理責任者資格試験に合格した者、又は外務員資格更新研修を修了した者

(2)受講義務期間内に本協会が実施する外務員資格試験又は内部管理責任者資格試験に合格した者

(3)やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者(なお、本協会が認めるにあたっては、

(2)不利益処分の原因となる事実

(3)聴聞の期日及び場所

(4)聴聞に関する事務を所掌する本協会の部署の名称

3 第1項の審問又は前項の聴聞は、内部管理担当役員等の出席を求めて行うものとする。ただし、内部管理担当役員等が出席できない場合には、暗号資産関連デリバティブ取引業務を統括する責任者(部長相当職の者をいう。)を代理人とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合には、内部管理担当役員等は、聴聞の期日への出席に代えて、当該期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(資格更新研修の特例)

第5条 **外務員登録**規則第21条第1項又は第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) **外務員登録**規則第21条第1項又は第2項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前2年以内に本協会が実施する外務員資格試験若しくは内部管理責任者資格試験に合格した者、又は外務員資格更新研修を修了した者

(2)受講義務期間内に本協会が実施する外務員資格試験又は内部管理責任者資格試験に合格した者

(3)やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者(なお、本協会が認めるにあたっては、

一定の条件を付することがある。)

一定の条件を付することがある。)